

介護予防・日常生活支援総合事業に係る介護職員処遇改善加算について

平成28年2月 小田原市高齢介護課

介護職員処遇改善加算の届出について

介護職員処遇改善加算を算定しようとする場合は、年度ごとに届出が必要ですので、前年度の2月末日までに届け出てください。

年度途中で介護職員処遇改善加算を算定しようとする場合は、算定を受けようとする月の前々月の末日までに届け出てください。

複数の事業所を開設している場合は、事業所ごとに「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」を作成・添付して届け出てください。

届 出 先	小田原市高齢介護課（本庁舎2階 17番窓口） ※郵送での届出も可とします。来庁される場合には事前に御連絡ください。	
届出時必要書類	1. 指定申請書又は変更届出書	新規に介護職員処遇改善加算を算定する場合及び加算区分を変更する場合
	2. 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書	新規に介護職員処遇改善加算を算定する場合及び加算区分を変更する場合
	3. 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表	新規に介護職員処遇改善加算を算定する場合及び加算区分を変更する場合
	4. 介護職員処遇改善計画書	別紙様式2及び添付書類1～3
	5. 加算届出書	別紙様式3（1事業所のみ開設時） 別紙様式4（複数事業所開設時）
	6. 特別な事情に係る届出書	別紙様式6（介護職員の賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合）
	7. 処遇改善加算における誓約書	別紙参考様式
	8. その他必要な書類	※前年度に本市に当該加算の届出をしていて、届出の際に提出した書類の内容に変更がない場合は、提出を省略することができます。 就業規則、給与規定、労働保険保険関係成立届等の納入証明書等

【問い合わせ先】

〒250-8555 小田原市荻窪300番地

小田原市高齢介護課介護給付係

電 話 0465-33-1876

開庁時間 平日の8:30～17:15